

四万十町教育委員会会議録（平成28年3月定例会）

1. 日 時 平成28年3月3日（木） 9:00～12:30
15:00～18:15

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育委員長	谷脇健司				
教育委員	大村和志	中屋建八	岡林雅子		
教育長	川上哲男				
事務局	教育次長	岡 澄子			
	生涯学習課	課長 辻本明文	主任 宇都宮幸成		
	学校教育課	課長 杉野雅彦	副課長 西谷典生		
	研修指導員	森田杉彦			

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（岡林雅子委員）

(4) 議題

- ①議案第 1号 平成27年度教育委員会関係予算案（3月補正）について
- ②議案第 2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）
- ③議案第 3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）
- ④議案第 4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）
- ⑤議案第 5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑥議案第 6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）
- ⑦議案第 7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑧議案第 8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●）
- ⑨議案第 9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑩議案第10号 区域外就学協議の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）
- ⑪議案第11号 四万十町農村地域活性化複合施設条例の制定について
- ⑫議案第12号 四万十町就学奨励金給付規則の一部を改正する規則について
- ⑬議案第13号 四万十町県費教職員の旧姓使用取扱要綱の制定について
- ⑭議案第14号 四万十町ひかり保育所に係る指定管理者の指定について
- ⑮議案第15号 四万十町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の選定について
- ⑯議案第16号 平成28年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申について
- ⑰議案第17号 平成28年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について
- ⑱議案第18号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）

(5) 協議事項

①四万十町議会議員への対応について

(6) 報告事項

①全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

②川口小学校不登校児童について

③アレルギー対応児童の誤食事故について

④校区外就学にかかる部活動状況報告について

⑤高知県学力定着状況調査結果について

(7) その他

①平成28年度教育行政方針について

②議案第17号の追加

6. 議 事

委員長 : 議案第1号 平成27年度教育委員会関係予算案(3月補正)について、説明をお願いします。

(事務局より、平成27年度教育委員会関係予算案(3月補正)について、説明する。)

委員長 : 質問、協議に入る前に、一旦小休とします。

(小休中)

委員長 : それでは、再開をします。

ただいま第1号議案の説明が終わりました。続きまして、質疑、協議に入りたいと思います。

委員 : 特別支援教育支援員の人が11月に辞め、あと補充できなかったということですが、支援対象の子どもさんは別に不都合がなかったのでしょうか。

事務局 : 途中公募はすることができませんでしたので、教育委員会等に履歴書が出ている中で探しましたが、行っていただける方がいませんでした。中学校でも探していただきましたが、配置できる方がいませんでした。学校は学年団でやっていますので、学年団の先生方が必要な部分はそこで工夫をして、どうしても必要な部分には先生方の中で付くという形をとっていただきました。

委員長 : その他にご意見はございませんでしょうか。それでは、お諮りをしたいと思います。議案第1号 平成27年度教育委員会関係予算案(3月補正)については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第1号 平成27年度教育委員会関係予算案(3月補正)については、承認をされました。

ここで、議案第2号に入る前にお諮りをしたいと思います。

本協議の中に公開できる分、非公開の分がございます。案としまして、議案第12号 四万十町就学奨励金給付規則の一部を改正する規則について、議案第13号 四万十町県費教職員の旧姓使用取扱要綱の制定について、それから6の報告事項①全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、この3点は公開、それ以外は非公開で行いたいと思います。いかがでしょうか。

委員 : 議案第11号も非公開ですか。

- 事務局 : 条例については議会で承認になりますので、現時点では非公開ということです。
- 委員長 : 3点のみの公開ということでよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : それでは、その3点の協議を公開といたします。
協議の順番でございますが、公開できる3点を今から協議しまして、その後に非公開の協議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : それでは、議案第12号 四万十町就学奨励金給付規則の一部を改正する規則について議題とします。説明をお願いします。
(事務局より、議案第12号 四万十町就学奨励金給付規則の一部を改正する規則について、説明する。)
- 委員長 : この件につきましてのご質問とご意見をいただきたいと思います。何かありませんか。よろしいですか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第12号 四万十町就学奨励金給付規則の一部を改正する規則については、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第12号 四万十町就学奨励金給付規則の一部を改正する規則については、承認をされました。
続きまして、議案第13号 四万十町県費教職員の旧姓使用取扱要綱の制定について、議題とします。説明をお願いします。
(事務局より、議案第13号 四万十町県費教職員の旧姓使用取扱要綱の制定について、説明する。)
- 委員長 : 説明をいただきました。旧姓使用の取扱要綱ということでございますが、この件につきましてのご質問とご意見をいただきたいと思います。県に準じてということですが、どうでしょうか。よろしいですか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第13号 四万十町県費教職員の旧姓使用取扱要綱の制定については、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第13号 四万十町県費教職員の旧姓使用取扱要綱の制定については、承認をされました。
ここで、小休とします。

(小休中)

- 委員長 : それでは、再開をします。
6の報告事項①全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、説明をお願いします。
(事務局より、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、説明する。)
- 委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

- 委員長 : それでは、再開をします。
ただいまからの議案等は、非公開といたします。
それでは、(4) 議題 議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)の説明をお願いします。
(事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)を説明する。)
- 委員長 : 通学基準は、2番の留守家庭ということでございます。この件についてのご意見はありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認をされました。
続きまして、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)の説明をお願いします。
(事務局より、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)を説明する。)
- 委員長 : この件につきまして留守家庭、それから昨年に引き続いての申請ということになります。ご意見をお伺いします。ありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認をされました。
続きまして、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)の説明をお願いします。
(事務局より、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)を説明する。)
- 委員長 : その他の事情のクラブ活動ということでございます。ご意見をお伺いします。ありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認をされました。
続きまして、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)の説明をお願いします。
(事務局より、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)を説明する。)

- 委員長 : この申請書に2のところに丸がございますね。2と7の事由ということですね。それから、昨年に引き続いての申請ということでございます。この件につきましてのご意見はありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認をされました。
- 続きまして、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)の説明をお願いします。
- (事務局より、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)を説明する。)
- 委員長 : この件につきまして、ご意見を伺いたいと思います。ありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認をされました。
- 続きまして、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)の説明をお願いします。
- (事務局より、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)を説明する。)
- 委員長 : この件につきまして、ご意見をお願いしたいと思います。その他の事情、クラブ活動での希望ということになります。ありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認をされました。
- 続きまして、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)の説明をお願いします。
- (事務局より、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)を説明する。)
- 委員長 : 転居予定ということです。それでは、ご意見をお願いしたいと思います。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）の説明をお願いします。

（事務局より、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）を説明する。）

委員長： この件も留守家庭であり、継続の申請ということでもあります。ご意見をお伺いします。ありませんか。

全委員： ありません。

委員長： それでは、お諮りします。議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）は、承認でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： 議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）は、承認をされました。

続きまして、議案第10号 区域外就学協議の取扱いについて（申請者 ●●●●●）の説明をお願いします。

（事務局より、議案第10号 区域外就学協議の取扱いについて（申請者 ●●●●●）を説明する。）

委員長： 区域外就学の取扱いについてですが、四万十町と●●町との取扱い要綱の違いがあるようでございます。●●町によりますと、中学に進学する場合も構わないというようになっているようでございます。ご意見をいただきたいと思っております。

何かありませんか。

全委員： ありません。

委員長： それではお諮りします。議案第10号 区域外就学協議の取扱いについて（申請者 ●●●●●）は、承認でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： 議案第10号 区域外就学協議の取扱いについて（申請者●●●●●）は、承認をされました。

続きまして、議案第18号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）の説明をお願いします。

（事務局より、議案第18号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）を説明する。）

委員長： この件につきましてのご意見をいただきたいと思っております。ありませんか。

全委員： ありません。

委員長： それでは、お諮りをします。議案第18号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）は、承認でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： 議案第18号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）は、承認をされました。

続きまして、議案第11号 四万十町農村地域活性化複合施設条例の制定についての説明をお願いします。

（事務局より、議案第11号 四万十町農村地域活性化複合施設条例の制定について、説明する。）

委員長： この件につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

委員： これは将来的には、今、入っている施設がこの中に一元化されるということですね。

事務局 : そうです。

委員 : 今ある組織と、新しくできる組織がどのようにうまく調整して、新しい組織になっていくかということは、今からの研究次第でしょうね。

第8条に複合施設に所長、次長、その他職員を置く。それから、第7条に運営審議会を置いて複合施設の審議をする。そうすると、今ある研究所や補導センターや、新しくできる高幡地区のサポートを全部ひっくるめた所長であり、次長になってくるのですよね。

事務局 : それは個々の施設と、人材育成センターの所長を兼ねる形になってくると思います。

委員 : 今ある教育研究所における運営委員会というのは将来的に廃止されて、複合施設の運営委員会が点検していくという形になる訳ですか。

事務局 : そういうふうには考えておりません。研究所の方は研究所の方で進めていってもらおうということです。

委員長 : 運営委員会というのは、どういう立場の運営委員会ということですか。

事務局 : 運営審議会については施設の管理運営に関して、それを審議してもらうという運営審議会です。人材育成等拠点施設の管理、農村環境改善センター等の使用料、利用方法を審議してもらうということになってくると思います。

委員 : 確認しておきたいのですが、この表を見ると、最終的には人材育成等拠点施設になっている訳ですね。研究所、少年補導センター等があって、それらを合わせて人材育成センターとしますよということですね。

相互に情報を共有、連携・協働等に努めなければならないということだから、ここの人材センターの長は責任者として各活動を常に連携をしながら、管理をし、指導し、一つにまとめていくという形を取るわけですね。

委員長 : ピラミッド型になるのか、同等なのか、それは、どうなりますか。

事務局 : 見た目の形は、ピラミッド型にはなるかもしれませんが、それらを取りまとめて連携させていく。人材育成センターの事務所長が連携協力していく組織になります。

委員 : 組織図は要ると思いますので、作成してください。誰にどういう責任があるのかというのがあった方がいいと思います。きちんと役割分担と責任の所在というのがはっきりしていないとまずいと思います。

事務局 : 分かりました。作成します。

委員 : 行政的によくあるところだと思いますが、複合施設の名称及び位置を次のとおりとするという、施設の正式名称、四万十町農村地域活性化複合施設。堅く考えると、こういう名前になると思いますが、広く町民に親んでもらうということを念頭に置かれたネーミングではないと思います。どんな政策だって町民に周知させるのが最終目標と言ってもいいと思います。その時に、ネーミングの工夫みたいなものが必要だと思います。例えば略称でも考えたらどうかと思います。

委員長 : その他にどうでしょうか。ありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第11号 四万十町農村地域活性化複合施設条例の制定については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第11号 四万十町農村地域活性化複合施設条例の制定については、承認をされました。

続きまして、議案第14号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定につい

て、説明をお願いします。

(事務局より、議案第14号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について、説明する。)

委員長 : この件につきましてご質問、ご意見を伺いたいと思います。
何かありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : それではお諮りをします。議案第14号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第14号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定については、承認をされました。

続きまして、議案第15号 四万十町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の選定について、説明をお願いします。

(事務局より、議案第15号 四万十町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の選定について、説明する。)

委員長 : 推薦が出ておりますが、この中で協議しなければいけない分と、協議の必要性がなく、確実に表彰できる分とに分けられるかと思います。確実に表彰できる分を先に決定をしておけば、後の協議がしやすいと思います。

例えば、1番の窪川中学校でしたら協議の必要性なくて必ず表彰できると思います。

事務局 : 特に事務局の方では、優勝と2位の部分は基準に基づいてそのまま受賞されるのではないかと思います。

例えば団体の部で言いますと、6番の選手権大会の本選出場と、7番の具体的に賞を受賞したわけではなくて功労賞の四万十高校さんの分、あと、四万十町ソフトボールクラブさんの長年こういった活動をしてきましたという明確な賞をもらったわけではない団体。それから、個人のほうに移りますと、ナンバー7からの●●●さんから●●●●さんの長年こうした活動をやってきましたので推薦いたしますというふうにいった部分は、協議の対象になるのではないかなと思っております。

委員長 : 整理します。団体の6、7、8は協議必要性があり、個人の部の2ページ目の7、8、9、10、11、12。それ以外は、事務局の捉えているところでは表彰できるというところですね。分かりました。

お諮りします。団体の部の1番から5番までは、表彰でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 1、2、3、4、5は表彰決定ということです。

続きまして、個人の部の1、2、3、4、5、6は表彰でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : それでは、この後協議をしていただきたいところ、団体の6番、窪川高等学校美術部の漫画選手権大会の本選出場の件はどうでしょうか。ご意見を伺いたいです。

委員 : これは予選があったのですか。

事務局 : 予選は、あります。予選を勝ち抜いて、本選に行っています。

教育長 : 本選大会のご案内の中に、6月17日に予選審査を行い、その結果ということです。

委員長 : 応募校数357から本選30校ですね。

委員 : よく教育長が言う地元の高等学校を育てる、地元の高等学校で取り組みをしている姿を見るという話がよくありますね。そして、四万十高校にもいろいろ参画して、何とか

して活性化したい。窪川高等学校の子どもたちも、見ていないところでも非常に頑張っていますね。子どもたちは、この学校の中の一員として頑張っている訳ですよ。福祉の問題にしても頑張っているわけですよ。頑張っていることに対しては、僕は表彰してもいいと思います。

この間も大正のきららで四万十高等学校の子どもたちが発表する姿を見たのですが、一生懸命少ない人数の中でやっている姿がある訳ですね。是非、こういう頑張る、継続してやったことに対しては表彰してもいいのではないかと思います。

委員長 : その他には、どうでしょうか。

6番は表彰に値するという解釈でよろしいですね。その他にどうでしょうか。

反対意見等は、ございませんか。

委員 : 賛成です。

委員長 : それでは、6番の窪川高校は表彰することに決定します。

全委員 : はい。

委員長 : 続きまして、7番四万十高等学校です。どうでしょうか。

委員 : いつ統合や廃校が出てくるか分からないというような状況の中で、頑張っていると思います。農業コースの子どもたちがたくさん物を作って売りに行く姿とかを見ると、やはりよく頑張っているという気持ちを伝えることも大事ではないかと思います。そういう意味で、四万十高等学校にも頑張り賞みたいなものをあげてもいいと思います。

委員長 : その他にご意見はどうでしょうか。

委員 : 賛成ですが、それプラス、自分も含めて教育委員としてはできるだけ、例えばこれは今出ている日常啓発講座とか、ありますよね、この資料に付いていますよね。22、四万十高校のところは、22、23。頑張っているという姿をこの書類だけではなくて、可能な限り案内を今後、こういうことをやる時に我々も現場を見て、肌で感じるような、生で頑張っている姿を見たりとかする機会があると、より良いのではないかなと思います。こちらから出掛けて行って、その姿を見るということも必要なのではないかなと思いました。

委員長 : ちなみに、町10周年の記念行事がありまして表彰されるわけですが、その会に出席してしまして、四万十高校も表彰の推薦も出ておりましたし、多分表彰されることになると思います。

四万十高校は表彰でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 7番四万十高校は表彰です。

続きまして、8番の四万十町のソフトボールクラブ、どうでしょうか。

委員 : 窪川運動公園に光が点いているので、何をしているのかと見たら頑張っている姿がありました。それを長い間続けてやるということで、やはりこれは生涯教育ですね。そういう意味ではね。

委員長 : 表彰でよろしいですか。どうでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 8番の四万十町ソフトボールクラブは表彰です。

続きまして、7番の●●●さんの件はどうでしょうか。

委員 : 子どもたちや地域の少ない人数で何校か合同でチームを作らなければいけない中でも、何とかして子どもたちに楽しみを育てていこうとすることが分かりますよね、この内容を見ると。例えば、北ノ川、仁井田、七里、窪川、川口、田野々小はオール四万十いう

チームを作って練習しなければならない。昔なら、人数が少なかったら、じゃあ、やめるかというところを頑張っている訳ですよ。こういうふうに、仕事もありながら、土日か分からないけれども、夕方か分かりませんが、時間を取って、自分の生活を割いてやるということにも光が当たったらいいなというふうに思います。

委員長 : その他にご意見は、ございませんでしょうか。
それでは、●●●さん、表彰でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : ●●●さんは、表彰です。
続いて、8、9、10、11、12です。

事務局 : 基本的には同じ内容でございます。

委員長 : 活動は同じということですが、表彰は個々ですね。どうでしょうか。

委員 : ●●●さんは、去年も名前が挙がった人ではないですか。

委員長 : 去年は、採択にならなかった訳ですね。

委員 : 例えば、彼らが選に漏れた時に、どのように委員会として知らせますかという話をしたと思います。選に漏れる理由があるだろうから、それはこうでしたよと詳しく書かなくても、今回については選に漏れましたと。毎年毎年出してくるということは、ここに書いていますが、ちょっといかななものかというような、お怒りの部分がありはしないかと思います。

委員 : 私もそれは感じています。去年、それで漏れたと思いますが、去年の議事録にありますよね、多分。漏れた理由というのは。

委員 : 1年目にこれに参加した時に、そういう人が出てきましたよね。だから、長くしているだけはいけないというような案があって、それはそろそろ取り払ってもいいかもしれませぬ。

委員 : うろ覚えの我々の記憶だけでは話が進まないの、去年どういうことで漏れたのかというのがあるはず。それがなくとちょっと何とも言えません。その時、その時の感覚だけで、今年じゃあ、入れましょうかみたいなのは説明がつかないので、去年の理由が必要ですね。継続のものが出てきた時点で、ここに去年の漏れた理由というのを添えておいていただきたいです。例えば、また漏れたとしますよね。そしたら、一応理由を言わないといけなくて、去年と全然違う理由だとまずい訳です。逆に今年入れたとしたら、去年とどこが違うのかということもちゃんと説明がつかないとおかしいですよ。なので、この資料自体、我々が審議する時にそれがあった方が、良いですね。

委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : それでは、再開します。本題に入りまして、8番から12番の方は午後からの継続審議ということにしまして、それ以外は全員表彰されるということにします。

この件は、一旦閉じたいと思います。

それでは、議案第17号 平成28年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について、説明をお願いします。

(事務局より、平成28年4月1日付け学校校務員の人事異動について、説明する。)

委員長 : この件について、ご意見はございませんでしょうか。ありませんか。

全委員 : ありません。

- 委員長 : 続いて、保育所の方を説明してください。
(事務局より、平成28年4月1日付け保育所等職員の人事異動について、説明する。)
- 委員長 : 保育所等の関係でございますが、ご意見はありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第17号 平成28年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動については、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第17号 平成28年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動については、承認をされました。
次に報告事項の④校区外就学に係る部活動状況報告について、説明をお願いします。
(事務局より、校区外就学に係る部活動状況報告について、説明する。)
- 委員長 : 午前の部はこれで閉じたいと思います。3時再開ということで、休憩とします。

(休憩中)

- 委員長 : 午後の部を再開したいと思います。
午前中、残していました議案第15号の続きを議題とします。事務局の方で説明をお願いします。
(事務局より対象者の昨年度の表彰に関する説明を行う。)
- 委員 : 去年は統一していたということを今年も継続するか、あるいは、今年から少し緩和して、とはいえ長年やってきたという年数のところを考慮して表彰対象とするか、二つに一つということですか。
- 委員長 : ご意見を伺いたいと思います。
- 委員 : 去年も出ていた明確な表彰対象がここだというところが、それについては去年と変わらないですね。
- 委員長 : 中身は変わらないです。
- 委員 : 微妙なところだと思うのですが、●●●さんの場合は、午前中もおっしゃっていましたが、これだけの違う地区の子たちをオール四万十として現在もまとめてやっているということなのかな。本来、ここにさらに、このオール四万十でどういう結果を出しているかみたいなものもあるとさらに良かったと思います。現在進行中ですよ。
- さん以下、●●さんまでは過去の功績を対象として欲しいということですよ、これを読むと。
- 事務局 : 今までやってきましたということです。
- 委員 : 20数年間という時間だけでもたいしたものだと思います。
よく頑張ってくださいましたという感謝の気持ちを込めても、教育委員会としては表彰でいいのではないですか。
- 事務局 : 今、出てきている人というのは大体25年間となっているのですが、25年四半世紀続けてやってきたという話になるので、表彰に値するのではないかなとは思いますが。
- 教育長 : 去年は明確なというか、一定分かりづらかったというところが確かにあって、表彰ということにならなかった訳ですが、是非これを契機に、また励みにしていただいて後継者育成にもまた励んでいただきたいと思いますね。励みを持っていただく意味で、是非表彰してあげたらいいかなとは思いますが。
- 委員 : 去年出した結論との整合性だけを少し気にしていて、去年出された推薦書と比べて、

例えば表現のここが違うとか、今年こういうことだったのでですねみたいなことがあれば、説明はしやすいのではないかなという気はします。そこを探してもらってということで、表彰もいいのではないかなという思いです。

委員： 去年出た推薦書よりも説得力があったということが必要ですね。要するに、こちらの範囲が広がったということの理論付けだけの話なので、そこを探していただければ良いと思います。

委員長： それでは、この方々は表彰に値するということによろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： 番号で言いますと、8、9、10、11、12の5名を表彰するということによろしいですね。表彰に値するということで決定です。

事務局： 教育委員会表彰ですが、28年3月24日の木曜日、6時半からと考えております。

委員長： 続きまして、5協議事項に行きたいと思います。①四万十町議会議員への対応について、説明をお願いします。

(教育長より、四万十町議会議員への対応についての説明をする。)

委員長： ここで、小休とします。

(小休中)

委員長： それでは、再開します。

続きまして、6の報告事項②●●小学校不登校児童について、説明をお願いします。
(教育長より、●●小学校不登校児童についての説明をする。)

委員長： 次へ移りたいと思います。③アレルギー対応児童の誤食事故について、説明をお願いします。

(事務局より、アレルギー対応児童の誤食事故についての説明をする。)

委員長： それでは、次へ移ります。⑤高知県学力定着状況調査結果について、説明をお願いします。

(事務局より、高知県学力定着状況調査結果についての説明をする。)

委員長： それでは、議案第16号 平成28年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申について、説明をお願いします。

(事務局より、平成28年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申についての説明をする。)

委員長： 小休にします。

(小休中)

委員長： 再開します。

それでは、お諮りをします。議案第16号 平成28年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申については、承認でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

委員長： 議案第16号 平成28年4月1日付け、高知県公立学校教職員人事異動内申については、承認をされました。

続きまして、7番その他になります。①平成28年度教育行政方針について、説明をお願いします。

(事務局より、平成28年度教育行政方針についての説明をする。)

委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : それでは、再開します。

議案第17号の追加ということで、四万十町教育研究所長と教育相談員の選任について、説明をお願いします。

(教育長より、四万十町教育研究所長と教育相談員の選任についての説明をする。)

事務局退席後、委員で協議を行う。

(事務局着席)

(その他として、委員より昭和小学校の卒業式、田野々小学校のアンケートについての報告等があった。)

委員長 : その他に何かありませんか。

全委員 : ありません。

委員長 : これで、平成28年3月定例委員会を閉じます。

(閉会)

3月の臨時委員会予定 平成28年3月22日(火)

4月の定例委員会予定 平成28年4月12日(火)

委員長 : _____

署名人 : _____